

## 委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	産業観光部 商工振興課
委託業務番号	令和5年度 長商第144号
委託業務名称	道路活用促進トライアル業務
委託業務場所	長浜市内
業務の概要	中心市街地商店街エリアの沿道各店舗等が、公道に面した軒先空間の民地及び公道の一部を一体的に活用し、来訪者が歴史ある街並み景観をゆっくりと楽しみ、また散歩したくなるようなまちづくりを、主体的かつ持続的に実施できる仕組みを構築する。
履行期間	令和5年8月5日 から 令和6年3月22日
契約年月日	令和5年8月4日
契約額(税込)	2,220,000円
契約の相手方	[所在地又は住所] 長浜市元浜町7番5号 [商号又は名称] 長浜まちづくり株式会社
契約相手方の選定理由	長浜まちづくり株式会社は、中心市街地のトータルマネジメントを目的に設立された法人であり、これまで中心市街地の空き家や公共空間等の既存ストックを活用し、交流人口並びに関係人口の創出に取組み、令和2年度から3年度にかけては、中心市街地活性化基本計画に代わる新たなまちづくり方針となる、湖の辺のまち長浜未来ビジョンの策定支援業務に取り組む中で、様々な調査・研究を行い、中心市街地活性化に関するデータ・ノウハウをさらに蓄積されたところである。令和4年度には、湖の辺のまち長浜未来ビジョンのコンセプト「公共空間と日常をつなぐ」に基づき、北国街道のパークストリート化に関する社会実験を実施し来訪者数の増加と相関のある滞在満足度を向上させる空間づくりに取組まれ、今年度は、持続可能な路上空間での取組推進を目的に、軒先空間に着眼した取組を、これまでに得られた知識や地域住民との関係性を最大限活かし、実施しようとするものである。 以上のことから、専門的な知見を有する長浜まちづくり株式会社が、当該業務に関与することで、地域住民との意思疎通を図りながら、迅速かつ的確に課題の整理・調査研究を行うことができるため、業務の性質上代替性が無いものと判断し、同者への一者随意契約とする。
根拠規定	<p style="text-align: center;"><b>地方自治法施行令第167条の2第1項</b>（該当する項目に○印）</p> <p>売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格(賃借の契約にあっては、予定賃貸(1) 借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。</p> <p>(2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。</p> <p>(5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p> <p>(6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。</p> <p>(7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。</p> <p>(8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</p> <p>(9) 落札者が契約を締結しないとき。</p>